

町田市優秀工事賞の賞状贈呈基準

総務部工事品質課

第1 目的

この基準は、工事成績評定（以下「評定」という。）の成績が優秀な工事を褒め称え、その工事の受注者に賞状を贈呈することにより、広く受注者の施工意欲の喚起を図り、もって町田市における公共工事の品質の向上に寄与することを目的とする。

第2 贈呈対象者

賞状の贈呈対象となる者（以下「贈呈対象者」という。）は、町田市感謝状及び賞状の贈呈に関する要綱（1995年10月1日施行）第3第2項第4号の規定により、市内に本店を有する者で次に掲げる工事を施工した者とする。

- (1) 予定価格が1千万円を超え、かつ、評定（町田市工事成績評定事務取扱要領（2012年10月1日施行））の評定点が80点以上の工事
- (2) 賞状の贈呈対象期間（以下「対象期間」という。）において、町田市検査事務規程（平成13年3月町田市規程第4号）第3条第1項第1号に掲げる完了検査が行われた工事

第3 賞状の贈呈

市長は、贈呈対象者に対し、賞状を贈る。

第4 贈呈の時期

賞状の贈呈は、年度の上半期（4月1日から9月30日）及び下半期（10月1日から3月31日）の半期ごとにそれぞれ1回ずつ行うことができる。

第5 公表

市長は、賞状の贈呈を行ったときはこれを公表する。

第6 賞の名称

賞の名称は「町田市優秀工事賞」とする。

第7 庶務

賞状の贈呈に関する庶務は、総務部工事品質課が行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、2012年4月1日以後に請負契約を締結した工事について、この基準の施行の日以後に検査する工事から適用する。

附 則

この基準は、2024年4月1日から適用する。